

## 西脇市生活安全条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、犯罪、事故、災害等から市民生活の安全を確保する上で必要な基本理念を定め、市の責務等を明らかにすることにより、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、地域社会の構成員として相互に助け合い、協働することにより、全ての市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市、市民及び事業者は、市民生活の安全を確保する上で自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

### （市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 安全意識の啓発及び情報提供に関すること。
- (2) 安全なまちづくりを推進する活動に対する支援に関すること。
- (3) 市民生活の安全を確保するための環境整備に関すること。
- (4) その他安全なまちづくりを推進するために必要な事項

2 市は、前項の規定により施策を実施するに当たっては、援護を必要とする高齢者、障害者、子ども等に配慮した施策が実施されるよう努めるとともに、関係する機関及び団体との連携を図るものとする。

### （市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らの生活の安全を確保するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会において実施される安全なまちづくりを推進する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する安全なまちづくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### （事業者の役割）

第5条 事業者は、前条に規定する役割を有するほか、基本理念にのっとり、自らの社会的責任を認識し、事業活動を行うに当たっては、市民生活の安全を確保する措置を講ずるよう努めるものとする。

### （財政上の措置）

第6条 市は、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくり

を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。